

(新型コロナウイルス感染対策) 出席停止判断基準 【地域感染レベル2以上の時】

令和3年6月16日改訂 兼次小

■県教育委員会の方針に則った新たな感染対策の実施に伴い、6月21日(月)以降、本校では下表の通り「(新型コロナウイルス感染対策)出席停止判断基準」を運用いたします。

- かぜ症状とは・・・発熱(平熱より1℃高い体温を目安)・咳・鼻水・倦怠感(だるさ)など
*アレルギー性鼻炎・慢性的鼻炎・喘息等の場合は、かぜ症状とはなりません
- 濃厚接触者とは・・・保健所より、自宅待機や検査等の指示を受けた者
- 接触者とは、陽性者と同じ集団(学級・少年スポーツ・学童・学習塾・登下校・その他)で過ごした者の中で、濃厚接触者とならなかった者
- 通常の欠席や出席停止に該当する場合は、学校へご連絡ください。「判断に迷う場合」も、同様です。【56-2548】

児童本人	判断
1,新型コロナウイルスに感染した	【学校へ連絡】 出席停止(指示された期間)
2,濃厚接触者(検査を指示された)	【学校へ連絡】 出席停止(指示された期間)
3,同じ集団(学級等)で感染者が出た	出席停止【指示された期間】
4,かぜ症状がある(発熱・せきなど)	出席停止【学校へ連絡】
再医療機関が受診あり	■対応A:医療機関を受診した場合 *かぜと診断されても、その日は自宅待機(出席停止)。再登校について医師に確認し指示を受けること *PCR検査を受け「陰性」と判定された場合、再登校の基準を医師に必ず確認すること
	■対応B:医療機関を受診しない場合は児童の行動履歴の聞き取りを行い、状況により次の①か②の対応を求めます ①感染の可能性がある場合(密な場所への外出や会食があった) *かぜ症状が消失して72時間(3日)経過すれば登校可能 ②感染の可能性が低い場合(密な場所への外出や会食が無い) *発熱やかぜ症状が消失すれば登校可能 *解熱剤を使用して発熱が消失した場合は自宅待機を継続

同居する家族	児童本人	判断
5,かぜ症状がある(発熱・せきなど)	医療機関を受診した	出席停止【学校へ連絡】 *同居家族が「かぜ」と診断されても、その日は自宅待機(出席停止) *再登校について医師に確認し指示を受けること *同居家族(兄弟姉妹含む)がPCR検査を受け「陰性」と判定された場合、児童本人の再登校の基準を医師に必ず確認すること
	医療機関を受診しない	出席停止【学校へ連絡】 ■同居家族(兄弟姉妹含む)に医療機関の受診のない場合は、上表の対応Bと同じ措置をとる
6,濃厚接触者に指定された(PCR検査対象者となった)	かぜ症状無し	出席停止【学校へ連絡】 ■指示された期間は出席停止
	かぜ症状有り	
7,小中高生の兄弟姉妹が「接触者」としてPCR検査対象となった	陽性	陽性判定が出るまでは児童本人は出席可 陽性判定が出た後は、児童本人は濃厚接触者として出席停止
	陰性	児童本人は登校可【兄弟姉妹が検査を受ける前も受けた後も】
8,保護者の意向で欠席させる場合 *感染の不安があるため、登校させたくない	児童本人に「かぜ症状」なし	■地域の感染レベルや児童または同居家族の基礎疾患の有無など、個別の状況に応じ「出席停止」か「欠席扱い」かを判断します